

盛岡広域成年後見センター ニュースレター

第10号 令和4年9月30日発行



令和4年度「盛岡地域市民後見人養成講座」26名が修了しました

7月14日に開講した、今年度の「盛岡地域市民後見人養成講座」が9月22日に終了しました。昨年度と同様、週1回全9回（50単位）のプログラムで実施し、26名の方が修了しました。

「市民後見人」は、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方を支援する成年後見制度の担い手として、各方面から大きな期待が寄せられています。

講座では、「市民後見人」に必要とされる成年後見に関する知識・技術に加え、社会規範・倫理性等、幅広く学びました。（プログラムの具体的な内容は、下記参照）

講座を受講された皆さんは、社会貢献に高い意欲を持ち、いずれの講義も熱心に受講されていました。

毎回、各講座の感想を提出していただきましたが、その記載内容からも受講者の皆さんが真剣に講座に取り組んでいることを感じさせられました。

市民後見人の強みは、同じ地域で暮らす生活者としての目線や感覚で、同じ地域に暮らす方を支えていくということにあります。そして、そのことはご本人の気持ちにしっかりと寄り添い、ご本人にとって最善の利益を考え、行動に移していけることにつながっていきます。

修了者の皆さんには、11月下旬には、フォローアップ研修を受講していただき、次年度からは、定期研修に参加いただく等し、実際の活動に備えて、引き続き、知識や技術の向上を図っていただきます。

センターでは、関係機関と連携しながら、市民後見人の活動の場が広がっていくよう努めていきたいと考えています。

【養成講座プログラム】

- ・市民後見概論 ・成年後見概論 ・成年後見各論
- ・介護保険制度 ・高齢者虐待防止法
- ・障害者福祉制度 ・障害者虐待防止法
- ・対象者理解 ・権利擁護の理念 ・対人援助の基礎
- ・成年後見制度と市町村責任 ・社会保障と年金及び医療保険
- ・財産法 ・家族法 ・関係諸制度(年金・健康保険・生活保護等)
- ・市民後見人の活動 ・法人後見の実践報告 ・家庭裁判所の役割
- ・成年後見の実務 ・申立手続き書類の作成 ・報告書の作成
- ・報酬付与と申立の手続き ・後見事務終了時の手続き
- ・市民後見人像 ・事例検討 ・施設実習等

講師には、弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士、社会保険労務士、行政書士の専門職の方々や家庭裁判所、盛岡市、年金事務所の職員の皆様にご対応いただきました。

施設実習は、盛岡市松園・緑が丘地域包括支援センター様、障がい福祉サービス事業所のさわら園様、障がい福祉サービス事業所しいのみホームながはし様・まえがた様のご協力をいただき実施しました。

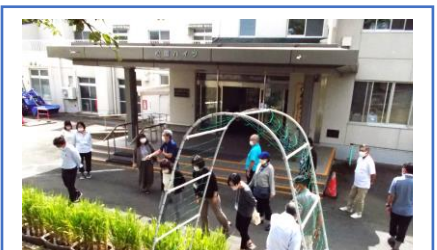
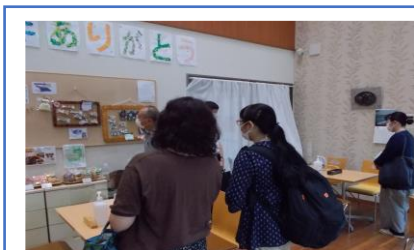
【御礼】

受講された皆さん、大変お疲れさまでした。そして、新型コロナウイルスで大変な中、講師を務めていただきました先生方、施設実習をお引き受けいただきました各施設の皆様に心から感謝申し上げます。

【講義の様子】



【施設実習の様子】



申立支援について



当センターでは、親族の方やご本人が申立人となり、申立書類を作成する場合は、書類の記載や内容の確認等の支援を行っています。

昨年度、センターが具体的に申立支援を行い、家庭裁判所に申立を行ったケースは、17件でした。

今年度は、9月末で14件となっています。申立に至る事情はそれぞれ異なりますが、制度利用することをご本人を始め関係する方々の安心につながるよう、支援に努めています。

【参考：令和3年度、支援した17件の概要】

申立人	本人2人、配偶者1人、子5人、親・兄弟姉妹4人、その他親族5人
本人の年代	40代4人、50代2人、60代2人、70代2人、80代以上7人
本人の状況	認知症7人、精神障がい3人、知的障がい2人、その他病気5人
主な申立動機	金銭管理や遺産相続12件、相続放棄2件、不動産売却3件

盛岡広域成年後見センターで受理した相談から

センターには、高齢の親御さんから障害のある子どもさんについての相談が寄せられることもあります。

今回は、相談支援事業所を通じて相談があったケースについてのご紹介です。



- 相談対象者のAさんは、60代男性。デイケアや訪問看護等を利用しながら、高齢のご両親と暮らしています。
- 金銭管理や各種サービスの利用契約等の手続きは、お父さんが対応してきましたが高齢となり、お母さんも含めて体調不安を抱えるようになってきたことから、相談支援事業所が後見制度について情報提供したところ、具体的な話が聞きたいということで、当センターに出前相談の依頼がありました。
- 当日は、相談支援事業所にも同席していただき、お父さんに制度の概要、実際の申立手続等について説明しました。第三者が後見人に就いた場合の報酬等についてもお父さんは理解を示されましたが他の子どもさんともよく相談し、利用について考えたいとのことでした。
- その後、相談支援事業所から連絡があり、お父さんの意向として、当面、後見制度の利用は見合わせたい、お父さんとしては、ご兄弟の方にAさんを託したい思いが強いとのことでした。
- 相談支援事業所とは、ご家族の状況の変化を見守りながら、制度利用が必要になった場合は、速やかに対応することを確認し、一旦、相談終了としました。

本ケースのように、制度の説明後、当面、申立では見合わせたいとするケースは、少なくありません。その背景にはいろいろな思いやお考えがあつてのことと思います。制度の利用に当たっては、当事者の皆さんの理解と納得が何よりも大切です。そのため、時には、何度も制度の説明にお伺いすることもあります。センターでは、あらかじめ、制度についてご理解いただき、必要になった時、速やかに制度につながることをできるよう、そのお手伝いができればと考えながら、相談にあたっています。

障がい事業所等への窓口訪問終了～ご協力ありがとうございました～

5月から7月にかけて、障がい関係の事業所や施設等、22か所を訪問させていただきました。

上記のような相談事例が増加傾向にあることもあり、制度利用を必要とする方がスムーズに相談や申立につながるよう、当センターの役割や相談対応等の実際についてお伝えし、制度利用の状況等について意見交換させていただきました。当センターの訪問に合わせて、職員研修という形でご対応いただいた施設もありました。

お忙しい中、ご対応いただいた皆様、大変ありがとうございました。

センターでは、開設当初から出前相談を始め、ケア会議への出席、出前講座等、地域に出向くことを大切にしてきました。今回、つながった御縁を大切に、よりよい制度利用に向けて、連携させていただきたいと思っております。今後ともよろしくお願いたします。

「奥州金ケ崎地域権利擁護あんしんセンター」及び

「北上市権利擁護支援センター」の皆さんが来所されました

8月は、2か所の中核機関の皆さんが相次いで、視察研修に見えられました。

8月19日には、今年度から中核機関としてスタートした「奥州金ケ崎地域権利擁護あんしんセンター」（奥州市社協）から3名の職員の方がおいでになりました。共通の課題として、資力のない方に対する報酬助成の問題や後見人の成り手不足の問題が話題となり、双方の地域事情等を踏まえながら、情報交換をしました。社協として法人後見を受任している点も当法人と共通しており、実際の後見活動等についても参考になるお話をいろいろと伺うことができました。

8月25日には、昨年度から市直営で中核機関を運営している「北上市権利擁護支援センター」から2名の職員の方が見えられました。北上市では、今年度から報酬助成を首長申立だけでなく、広く低所得の方も対象とすることとし、実際に予算措置もされているとのことでした。県内でも一歩、先んじての取組みであり、実現に至る経緯等について興味深く伺った次第です。今後に向けては、市民後見人養成講座の実施も検討中とのことで、制度利用の促進に向けての積極的な取組姿勢を感じたところです。

両機関の皆様と制度を取り巻く諸課題について、情報交換や情報共有できたことは、当センターにとっても大変有意義でした。お忙しい中をお訪ねいただいた両機関の皆様、ありがとうございました。

市民後見人の活動状況



今年度は、隔月で市民後見人情報交換会を開催しています。現在活動中の方及び活動が終了（被後見人死亡）した方も参加対象としています。認知症をテーマに研修したり、事例検討を行っています。また、今年度は、「市民後見人活動の手引き」の見直しに取り組んでいます。当日の協議が実りあるものとなるよう、検討内容を事前配布する等、市民後見人自らが主体的に進めていきます。わかりやすく資料をまとめる等、市民後見人の皆さんの実力の高さを感じさせられています。手引きの見直しは、これから佳境に入りますが今から出来上がりに期待しているところです。

～広域センター活動日誌～



7月某日：盛岡保護観察所の所長さん来訪

センターの役割や業務に加え、保護司さん等からの相談もあることをお伝えしました。このことがきっかけとなり、10月に保護観察所の方を講師に更生保護についてのスタッフ研修会を開催する運びとなりました。スタッフ皆で更生保護についての知識も深めていきたいと思っております。

8月某日：岩手大学法学研究サークルの学生3名が来所

学生の皆さんは、担当の先生の助言を受け、成年後見制度について学んでいるとのことでした。当法人の設立経緯や組織体制、広域センターの取組についてお伝えしました。

9月某日：盛岡市障がい福祉課を訪問

当センターで受ける相談の中で精神障がいや知的障がいの方の割合が増加しており、同時に市長申立相当と思われる方や資力に懸念のある方の事案が増えていること等を率直にお伝えしました。今後も機会をとらえ、情報交換をさせていただきたいと考えています。

9月某日：盛岡家庭裁判所との意見交換会

今年度、2回目の開催です。当センターからは、この半年間の取組み状況（障がい関係事業所への窓口訪問、市民後見人養成講座の実施、相談状況、申立支援の実際等）についてお伝えし、その後、意見交換を行いました。

9月某日：広域センターの頼もしいスタッフたち

センターには、スタッフ5名（常勤4、非常勤1）が常駐しています。非常勤13名は交代でシフトに入る形です。訪問相談や会議でスタッフが出払う場合も電話対応要員1名は配置していますが時として事前予約なしの来所相談があります。せっかくおいでいただいた方を帰す訳にはいきません。その時は、シフトではないがセンターに来ている非常勤スタッフ（法人後見用務で来所中なのですが）に急遽、SOSで相談に入ってもらいます。非常勤スタッフは、後見実務に詳しく、それぞれの分野で活躍してきた人たちです。フットワークも軽く、本当に頼れる存在です。

盛岡広域成年後見センターの業務予定



■10月31日(月)13:30～ 盛岡地域市民後見人養成定期研修

市民後見人名簿登録者を対象に市民後見人として活動する際に必要となる知識や技術の向上と活動意欲の保持を目的に開催します。【会場：岩手教育会館】

■11月1日(火)13:30～ 地域住民のための成年後見制度講演会

講師：成年後見センターもりおか 理事長 石橋 乙秀（弁護士）

地域の皆様に成年後見制度への理解を深めていただくための講演会を開催します。

相談会も実施します。【会場：雫石町総合福祉センター】※要事前申込、詳細はHPにも掲載中

■11月29日(火)・30日(水) 盛岡地域市民後見人養成フォローアップ研修

市民後見人養成講座修了者を対象により実践的な研修を行います。専門的な知識・技術に加え、社会規範や倫理性の理解を深め、市民後見人として活躍できる人材を養成します。【会場：岩手教育会館】

■12月1日(木)13:30～ 盛岡広域地域連携ネットワーク連絡協議会

制度の利用を促進していくうえでのさまざまな課題等について、法律職、医療、福祉、金融、行政等の関係者で共有し、よりよい制度運用の改善を目指していくことを目的に「盛岡広域地域連携ネットワーク連絡協議会」を開催します。【会場：岩手教育会館】

【新型コロナウイルス感染状況によりましては、予定が変更となる可能性があります。】

成年後見制度の相談について

当センターでは、制度利用を必要とする方が「利用しやすく、利用してよかった」と実感してもらえるよう、丁寧な相談対応に努めています。また、相談内容によっては、専門的な助言を弁護士から受ける体制も整えています。

- ・制度や申立手続きについて詳しく知りたい
- ・親族後見人になったが事務処理に不安があるなど、お気軽にご相談ください。

- 相談方法
- ① 電話相談
 - ② 来所相談（具体的な相談は、来所による相談をお勧めします。）
 - ③ 出前相談（自宅や施設等へ出向くことも可能です。）

○相談窓口 平日の午前8時30分から午後5時30分まで

○電話 019-626-6112 FAX 019-656-0612

来所相談や出前相談をご希望の場合は事前予約をお願いします。

ニュースレター10号目をお送りします。創刊号の発行は、R2年8月末でした。改めて、これまでの関係機関の皆様のご協力に感謝申し上げます。これからもどうぞよろしくお願いたします。

※相談にお車でいらした場合は、岩手教育会館の駐車場の利用に限り、1時間を限度として駐車券を差し上げます。

盛岡広域成年後見センター

〒020-0022

盛岡市大通一丁目1番16号

（岩手教育会館2階）

特定非営利活動法人成年後見センターもりおか内

電話 019-626-6112

FAX 019-656-0612

URL <https://www.koukennet.org>

